

U40 KUJI ターン支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 久慈市内への若者の移住及び定住の促進に資するため、岩手県外から久慈市内に移住した若者に対し、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの告示によりU40 KUJI ターン支援事業補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 定住を目的として岩手県外から久慈市に転入した者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校及び同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程のほか、これらに準ずる学校等として市長が認めるものをいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法第50条に規定する高等学校、同法第66条に規定する中等教育学校後期課程、同法第76条第2項に規定する特別支援学校高等部及び同法第125条第2項に規定する専修学校の高等課程のほか、これらに準ずる学校等として市長が認めるものをいう。
- (4) 補助金（一般） 久慈市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上（うち直近1年以上は連続して）岩手県外に住民登録していた者であって、別表第1に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して交付する補助金をいう。
- (5) 補助金（新卒者） 久慈市に転入する直前に岩手県外に在住しており、かつ、本県に転入する直前の3年以内に、岩手県外に在住しながら、岩手県外の大学等又は高等学校等へ通学し、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した者であって、別表第2に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して交付する補助金をいう。
- (6) 申請者 移住者として、補助金の交付を申請する者をいう。
- (7) 世帯員 申請者の属する世帯に属する申請者以外の者で、補助金（一般）の算定の対象となるものをいう。
- (8) マッチングサイト 岩手県が、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起

業・就業事業)) を活用して、岩手県外に在住する求職者に対して岩手県内に所在する事業所の求人情報を提供するため運営するインターネットサイトをいう。

(申請者の要件)

第3 申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年7月6日以降に、進学又は転勤以外の理由により岩手県外の居住地を転出し、定住の意思をもって久慈市に転入したこと。
- (2) 久慈市に転入した日（以下「転入日」という。）において40歳未満であること。
- (3) 久慈市に、補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
- (5) 次のいずれかに該当すること。

ア 日本人であること。

イ 外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (6) 過去10年以内に、久慈市移住支援金の交付を受けるに当たって、その算定の対象となっていないこと。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合や、移住支援金の算定の対象となった際に18歳未満だった者が当該移住支援金の支給を受けた日から起算して5年以上経過し、18歳以上となった場合で、久慈市が認める場合を除く。

- (7) 過去10年以内に、久慈市地方就職学生支援金の交付を受けていないこと。ただし、当該地方就職学生支援金を全額返還した場合を除く。

- (8) その他、久慈市が補助金の交付の対象として不適当と認める者でないこと。

2 前項に掲げるもののほか、補助金（一般）の申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 久慈市に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、岩手県外に居住し、岩手県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。

(2) 久慈市に転入する直前、連続して1年以上、岩手県外に居住し、岩手県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。

3 第1項に掲げるもののほか、補助金（新卒者）の申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

(1) 岩手県外の大学等又は高等学校等に在学し、久慈市に転入する直前の3年以内に、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了したこと。

(2) 前号の在学した期間から久慈市に転入する直前まで、岩手県外に居住していたこと。ただし、在学中に岩手県外から岩手県内に転入し、又は卒業若しくは修了の後に岩手県外から岩手県内の他の市町村に転入したことについて、経済的事情その他のやむを得ない事情があると久慈市が認める場合を除く。

4 第1項第2号の規定にかかわらず、岩手県外の大学等又は高等学校等への進学に伴い、一時的に岩手県外で居住していた者で、当該岩手県外の大学等又は高等学校等への在学期間にわたり岩手県内の市町村の住民基本台帳に記録されていたものが、補助金（新卒者）の交付を申請しようとする場合には、申請者に対し、当該岩手県外の大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した事実、転出元の岩手県外の市区町村に居住していた事実及び久慈市内に居住している事実を証明する書類を提出させることをもって、岩手県外からの転入の事実を確認するものとする。ただし、申請者は、申請の時点において、久慈市の住民基本台帳に記録されていなければならない。

（世帯員の要件）

第4 世帯員は、第3第1項第2号及び第5号から第9号までに掲げる事項の全てに該当するものとする。

2 世帯員は、岩手県外からの転出の際に申請者と同一の世帯に属し、かつ、久慈市への転入の際にも申請者と同一の世帯に属していなければならない。

（補助金の額）

第5 補助金の額は、基礎額と加算額とを合算した額とする。

2 基礎額及び加算額は、別表第3に掲げるとおりとする。

（補助金算定の対象となる費用）

第6 補助金は、申請者が移住に要した費用のうち別表第4に該当するものを対象として交付する。

2 申請者が移住に要した費用のうち別表第4に該当するものとして申請する額の総額（以下「申請総額」という。）が、基礎額を下回る場合には、その者に対して補助金を交付しないものとする。

3 申請総額が、基礎額以上の額であり、かつ、申請者が交付を受けることのできる補助金の額を下回る場合には、当該申請総額をもってその者に対して交付する補助金の額とする。

4 申請者が他の補助金等の交付を受ける際にその算定の対象となった費用については、補助金の交付の対象とすることができない。

（申請）

第7 申請者は、U40 KUJIターン支援事業補助金交付申請書（一般）（様式第1号）又はU40 KUJIターン支援事業補助金交付申請書（新卒者）（様式第1号の2）に、別表第5に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請期限）

第8 申請者は、転入日から起算して1年以内に補助金の交付申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、岩手県の実施するいわてお試し居住体験事業により県営住宅の一時使用をした者にあつては、当該一時使用の終了日又は当該一時使用の開始日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日（以下この項において「特例起算日」という。）から起算して1年以内に申請をしなければならない。この場合において、申請者は、特例起算日までに、当該県営住宅の所在する県内の市町村に転入し、当該市町村の住民基本台帳に記録されていなければならない。

（交付決定）

第9 市長は、第7の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにU40 KUJIターン支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、不適当と認められ、補助金を交付しない場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

（請求）

第10 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、U40 KUJIターン支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

ない。

(交付)

第11 市長は、第10の請求書の提出があったときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第12 市長は、事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることができる。

(返還)

第13 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、補助金の全額を返還させるものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 補助金の交付の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

(2) 申請日から起算して1年以内に、久慈市から転出したとき。

(3) 申請日から起算して1年以内に、補助金の交付の要件となった職を辞したとき。

(4) 補助金の交付の要件となった岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(5) その他、補助金の交付の要件として久慈市が定める要件に該当しなくなったとき。

(補則)

第14 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第2関係）

要 件	適 用
就 業	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 新規雇用者であること。 イ 勤務地が県内に所在すること。 ウ 申請者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、市町村が認める場合は、この限りでない。 エ 週当たり勤務時間数が20時間以上の無期雇用契約により就業していること。 オ 就業した求人に対して応募した日が、当該求人が移住支援金の対象とする求人としてマッチングサイトに掲載された日以降の日であること。 カ 就業先の企業等に、補助金の交付を申請した日から5年以上継続して就業する意思を有していること。
起 業	申請日の1年前までに、岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けており、かつ当該支援金の交付決定を受けて起業する事業について申請日から5年以上継続する意思を有していること。
専門人材	就業の項に掲げるア、イ、エ及びカに掲げる事項の全てに該当し、かつ、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした就業ではないこと。
テレワーク	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 就業先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により岩手県外から移住した場合であって、転入先の市町村を生活の本拠とし、転出元で従事していた業務を引き続き行うこと。 イ 転入先の市町村でテレワークにより週当たり20時間以上勤務し、原則として恒常的な通勤をしないこと。 ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、就業先の企業等から申請者に資金が提供されていないこと。

その他	下記【交付対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【交付対象者の要件】 ・市内に住所を有する事業者が実施する、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組に参加したことがある者 ・過去に久慈地域に居住したことがある者 ・北三陸久慈市ふるさと大使に委嘱されている者 ・久慈市のお試し暮らし住宅を利用したことがある者 ・おためし地域おこし協力隊ツアーに参加したことがある者 ・県又は市が実施する移住体験ツアーに参加したことがある者 ・山村体験型交流事業に参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・久慈市総合計画等の久慈市が施策を実施するうえで根拠とする計画の中で、担い手確保が課題とされている分野に就業又は従事する者 ・特定創業支援事業を受けて市内で起業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の(1)～(3)の全てに該当する久慈市内の事業者で、久慈市が実施する人材確保に関する事業に参加実績のある事業者又は地域未来牽引企業へ就業した者 (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の交付を申請する時点において当該契約に基づく就業していること (2) 補助金の交付を申請する日から5年以上継続して、就業先の法人に勤務する意思を有していること (3) 就業先の法人による新規雇用であり、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと
-----	---

別表第2（第2関係）

要 件	適 用
就 業	別表第1の就業の項の適用の欄に掲げる事項の全てに該当するほか、就業した求人が、大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了して3年以内の、正社員として就業した経験を有しない者を対象とするものであること。
その他	下記【交付対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【交付対象者の要件】 ・市内に住所を有する事業者が実施する、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組に参加したことがある者 ・過去に久慈地域に居住したことがある者 ・北三陸久慈市ふるさと大使に委嘱されている者 ・久慈市のお試し暮らし住宅を利用したことがある者 ・おためし地域おこし協力隊ツアーに参加したことがある者 ・県又は市が実施する移住体験ツアーに参加したことがある者 ・山村体験型交流事業に参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・久慈市総合計画等の久慈市が施策を実施するうえで根拠とする計画の中で、担い手確保が課題とされている分野に就業又は従事する者 ・特定創業支援事業を受けて市内で起業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の(1)～(3)の全てに該当する久慈市内の事業者で、久慈市が実施する人材確保に関する事業に参加実績のある事業者又は地域未来牽引企業へ就業した者

	(1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の交付を申請する時点において当該契約に基づき就業していること (2) 補助金の交付を申請する日から5年以上継続して、就業先の法人に勤務する意思を有していること (3) 就業先の法人により新規雇用であり、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと
--	---

別表第3（第5関係）

(1) 補助金（一般）

項 目	要件及び額
基礎額	2人以上の世帯（申請者及び世帯員（以下別表第4において「申請者等」という。）により構成される世帯） 25万円 単身の世帯（申請者のみにより構成される世帯） 15万円
加算額	申請日が属する年度の4月1日時点において世帯員に18歳未満（当該4月1日の翌日が18歳の誕生日である者を含む。以下新卒者の加算額について同じ。）の者がある場合 当該世帯員1人につき25万円 申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満（当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である場合を含む。）である場合 5万円 申請者が女性である場合 5万円

(2) 補助金（新卒者）

項 目	要件及び額
基礎額	15万円
加算額	申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満（当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である場合を含む。）である場合 5万円 申請者が女性である場合 5万円

別表第4（第6関係）

費 目	内 容
移住の準備に係る旅費	申請者等が、転入日の3か月前から転入日の前日までの間に、移住の準備のため、転出元の岩手県外の市区町村から久慈市内への旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転に係る旅費	申請者等が、転出元の岩手県外の市区町村から久慈市への移転のため、当該移転に伴う旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転費	申請者等が、転出元の岩手県外の市区町村から久慈市への移転に伴う家財等の輸送のために要した費用として、申請日までに支払った経費（引越業者に支払った費用、レンタカー料金並びにレンタカーの使用に伴う燃料代及び道路の通行に係る料金等をいう。）
家 賃	申請者等が、久慈市内において賃借して居住する住宅の家賃（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）として、申請日までに支払った費用（12か月分を上限とする。）（就業先の企業等から住居手当又はこれに相当する手当等が支給されている場合にあっては、当該支給された額を控除した額とする。）
住宅改修費	申請者等が、久慈市内において居住する住宅の改修（転入日の前後3か月以内に契約を締結したものに限る。）のために要した費用として、申請日までに支払った費用
運転免許取得費	申請者等が、普通自動車を運転することができる第一種免許を受けることを目的として、自動車教習所において教習を受け、その教習料金（転入日の前後3か月以内に教習の受講を開始したものに限る。）として申請日までに支払った費用（申請の際既に普通自動車を運転することができる第一種免許を受けている場合に限る。）

別表第 5（第 7 関係）

区 分	書 類
補助金（一般）	ア 申請者が本人であることを確認するために必要な書類 イ 申請者が第 3 に規定する要件に該当することを確認するために必要な書類 ウ 別表第 1 に規定する要件のうち、就業及び専門人材の要件に該当する場合にあっては、就業証明書（様式第 2 号） エ 別表第 1 に規定する要件のうち、起業の要件に該当する場合にあっては、岩手県地方創生起業支援金の交付決定通知書 オ 別表第 1 に規定する要件のうち、テレワークの要件に該当する場合にあっては、テレワーク証明書（様式第 3 号）。ただし、個人事業主の場合は、テレワーク証明書及び就業時間証明書（様式第 3 号別紙） カ 別表第 1 に規定する要件のうち、その他の要件に該当する場合にあっては、それを確認するために必要な書類 キ 世帯員が第 4 に規定する要件に該当することを確認するために必要な書類 ク 申請者が岩手県の実施する移住定住施策に関する調査に回答したことを証する書類 ケ 特定の用途に該当する費用の支払に係る費用申告書（様式第 1 号別紙 3 の 1） コ 特定の用途に該当する費用の支払の事実を確認するために必要な書類
補助金（新卒者）	ア 補助金（一般）の項のア、イ、ク、ケ及びコに掲げる書類 イ 別表第 2 に規定する要件のうち、就業の要件に該当する場合にあっては、就業証明書（様式第 2 号） ウ 別表第 2 に規定する要件のうち、その他の要件に該当する場合にあっては、それを確認するために必要な書類